答弁第一三号
令和八年十月三十日受領

内閣衆質二二二第一三号
令和八年十月三十日

衆議院議長　森　英介　殿

内閣総理大臣　高市早苗

衆議院議員緒方林太郎君提出不動産取引の運用改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出不動産取引の運用改善に関する質問に対する答弁書

一について

報道等により、不動産取引をめぐる消費者トラブルがあることは承知しているが、御指摘の「Cが自らの法的地位を十分に理解していない場合」、「Bが、そのような無名契約の前提について、Cに対して十分な説明を行っていない場合」及び「両当事者の意思の合致がない場合」の「事例」がお尋ねのように「多数生じている」ことは、現時点では把握していない。

二について

お尋ねの「本件に関する現行の制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「消費者行政の観点から問題」がある事案については、消費者庁において令和八年九月一日に公表した「詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ」等を踏まえ、政府としても適切に対処してまいりたい。